

産業財産権取得支援補助 申請の手引き



令和8年4月
千代田区

目 次

1	制度の目的	1
2	制度の内容	1
	(1) 産業財産権とは	1
	(2) 補助率・補助金額	1
	(3) 補助対象経費	1
	(4) 補助対象外となる経費	2
3	制度を利用できる方	2
4	申請に当たっての注意点	3
5	申請手続の流れ	4
	(1) 申請時に必要な書類	4
	(2) 補助金交付決定後の流れ	5
5	Q & A	5
6	申請書類（例）	7
	第2号様式（第6条関係）	8
	従業員数確認書類（（1）～（4）のいずれかをご用意ください。）	10

1 制度の目的

区では、区内の中小企業者等の新たな開発や事業の創出を支援するため、産業財産権の新規取得に要する費用の一部を補助しています。

2 制度の内容

(1) 産業財産権とは

知的財産権のうち次に掲げるものをいいます。

	名 称	根拠法令
1	特許権	特許法
2	実用新案権	実用新案法
3	意匠権	意匠法
4	商標権	商標法

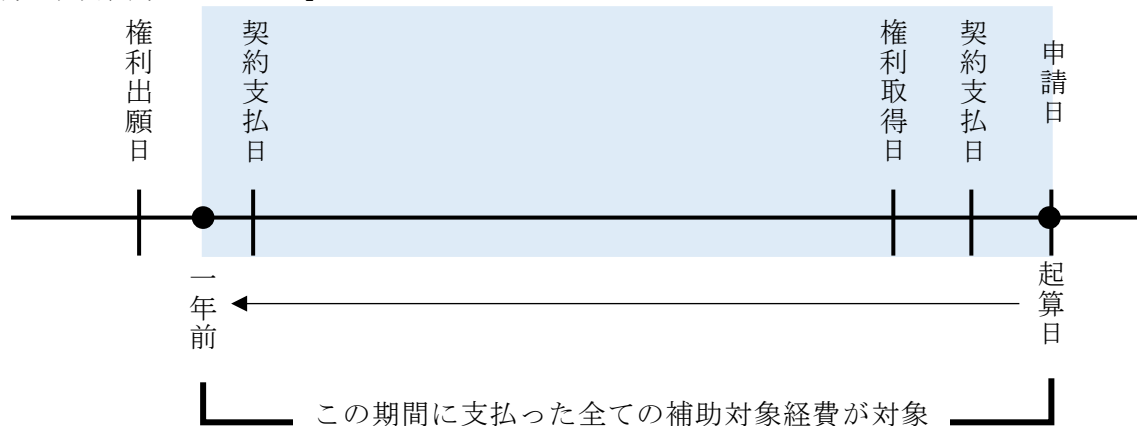
(2) 補助率・補助金額

補助金額	補助率
最大20万円	2分の1

(3) 補助対象経費

補助金交付申請日前1年間に支払った産業財産権の新規取得に係る以下の経費が対象です。

【補助対象期間のイメージ】



【経費一覧】

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	出願料
<input type="checkbox"/>	審査請求料
<input type="checkbox"/>	技術評価請求料

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	特許料
<input type="checkbox"/>	登録料
<input type="checkbox"/>	産業財産権取得に際して弁理士又は弁護士に支払う費用
<input type="checkbox"/>	図面作成費
<input type="checkbox"/>	電子化料金

(4) 補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助の対象となりません。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	既に取得している産業財産権の更新に相当する経費
<input type="checkbox"/>	産業財産権の譲渡・譲受けに相当する経費
<input type="checkbox"/>	外国出願に係る経費
<input type="checkbox"/>	通信運搬に係る経費
<input type="checkbox"/>	振込手数料
<input type="checkbox"/>	消費税

3 制度を利用できる方

(1) 中小企業者（法人・個人事業主）

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の全てに該当するもの。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	（法人）区内に引き続き1年以上登記上の本店所在地と営業実態がある。 （個人）区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む実態がある。
<input type="checkbox"/>	常時使用する従業員※の数が10人以下である。
<input type="checkbox"/>	（法人）法人事業税及び法人都民税を滞納していない。 （個人）個人事業税及び特別区民税・都民税を滞納していない。
<input type="checkbox"/>	会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に定める子会社でない。
<input type="checkbox"/>	産業財産権の出願人である。

※ 常時使用する従業員…労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定による「解雇の予告を必要とする者」をいいます。役員、顧問、経営者、家族従業員、臨時の使用人は含まれません。

イ 次に掲げる法人は、本要綱において補助の対象となる中小企業者に含みません。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	医療法人
	学校法人
	宗教法人
	社会福祉法人
	特定非営利活動法人（NPO法人）
	公益財団・社団法人
	一般財団・社団法人

(2) 業種別団体・商店会

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	区内に本部又は支部を有している。
<input type="checkbox"/>	区内で引き続き1年以上活動している。
<input type="checkbox"/>	産業財産権の出願人である。

4 申請に当たっての注意点

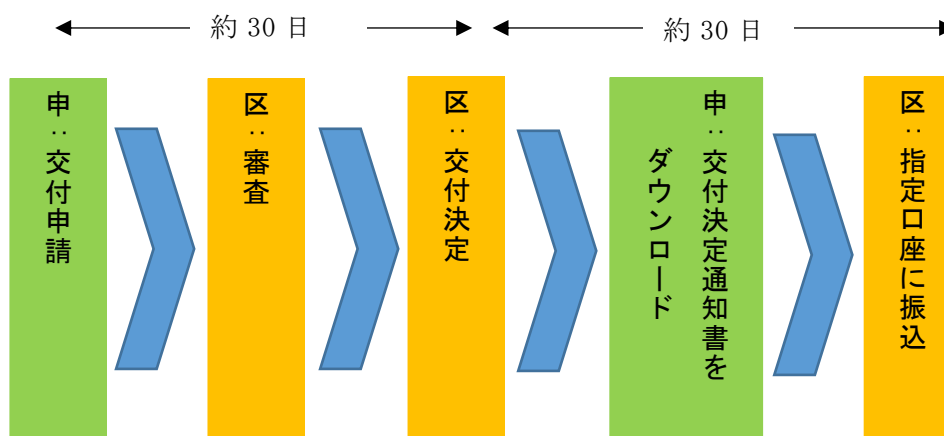
- (1) 令和8年度から当補助金は事業者ポータルを用いたオンライン申請となります。
事業者ポータルを使用するためにはデジタル庁が発行する「G ビズ ID」を取得のうえ、事業者ポータルサイトにアカウント登録をする必要があります。そして、本補助金の申請を行うためには、G ビズ ID のうちプライムアカウントまたはメンバーアカウントでの ID 取得が必要です。詳しくは区 HP の「千代田区事業者ポータルサイト」ページをご覧ください。
- (2) 申請は、同一の中小企業者等につき同一年度内に1回限りです。ただし、複数の産業財産権を取得している場合は、その全てを合算し、一度に申請することができます。
- (3) 交付は、1案件につき1回限りです。翌年度以降に同一案件の別の費目について申請することはできません。
- (4) 消費税を補助対象経費に含めることはできません。
- (5) 源泉徴収税額分を補助対象経費に含めることは可能ですが、納付の確認をするため「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写し）」の提出が必須となります。
- (6) 千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者の関与を受ける者である場合は補助対象外となります。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むものである場合は補助対象外となります。

(8) 産業財産権の出願人の名義が補助金の申請者と異なる場合は、補助の対象外になります。

【例】株式会社Xの代表取締役 千代田太郎さんは、自身が開発した技術について特許を出願しました。⇒法人の場合は、法人の名義で出願しているものが対象です。

【補助対象となる場合】	【補助対象とならない場合】
<p>【書類名】 特許願</p> <p>...</p> <p>...</p> <p>【発明者】</p> <p>【住所又は居所】 千代田区〇〇</p> <p>【氏名又は名称】 千代田 太郎</p> <p>【特許出願人】</p> <p>【識別番号】 012345678</p> <p>【氏名又は名称】 株式会社X</p>	<p>【書類名】 特許願</p> <p>...</p> <p>...</p> <p>【発明者】</p> <p>【住所又は居所】 千代田区〇〇</p> <p>【氏名又は名称】 千代田 太郎</p> <p>【特許出願人】</p> <p>【識別番号】 123456789</p> <p>【氏名又は名称】 千代田 太郎</p>

5 申請手続の流れ



【注意点】

- 書類に不備がある場合は、上記期間内に審査が完了しないことがあります。
- 交付申請時に支払が完了していない費用は、補助の対象となりません。

(1) 申請時に必要な書類

☑	必要書類
☐	補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第1号様式） ※事業者ポータルサイトにログインの上、直接入力
☐	補助対象経費内訳書（第2号様式）

	※区ホームページよりダウンロードの上、事業者ポータルサイトから提出	
■	(法人の場合) 法人都民税及び法人事業税納税証明書 (都税事務所発行・写し可) (個人事業主の場合) 特別区民税・都民税納税証明書 (千代田区発行・写し可) 及び 個人事業税納税証明書 (都税事務所発行・写し可)	
■	(法人の場合) 履歴事項全部証明書 (発行後 3 か月以内・写し可) (個人事業主の場合) 2 年分の確定申告書・決算書、開業届など (全て写し) (業種別団体・商店会の場合) 団体規約及び会員名簿 (写し)	
■	特許庁に提出した書類及び特許庁から交付された書類 (写し、ex. 特許願、受領書など)	
■	弁理士や弁護士との委託契約書 (写し)	
■	内訳の記載されている請求書及び支払を証する領収書又は振込明細書 (写し)	
■	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 (写し) 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認 (申請) 書 (写し) 法人事業概況説明書 (写し) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 (写し) ※1	} この中から 1 点

※このほか、審査の過程で別途書類を提出していただく場合がございます。

※1 源泉徴収税分を補助対象経費に含める場合は提出必須です。

(2) 補助金交付決定後の流れ

区が審査の上、補助金の交付を決定した際は、区から交付決定の旨をメール及び事業者ポータルサイトにて通知します。事業者ポータルサイトから補助金交付決定通知書をダウンロードしてください。

交付決定通知後、概ね 30 日程度で指定口座に振り込みます。

5 Q & A

Q1 出願に先立ち、業務を委託した弁理士に委託料を全額前払したのですが、この時点で補助金の交付申請はできますか。

できません。費用を支払うだけでなく出願や登録など、産業財産権の取得に係る実質的な行為が完了しているものが補助の対象となります。

Q2 商標権の譲渡を受けることになりました。弊社としては新規取得となりますが、この手続に係る費用は補助金の対象となりますか。

なりません。取得する産業財産権の初度登録 (登録に至らなかった場合を含む。) に関する費用のみ補助の対象となります。

Q 3 同じ年度内に複数回補助を受けることはできますか。

できません。同一年度内につき、1事業者1回限り補助金の交付を受けることができます。なお、1回の申請で複数の案件に係る費用をまとめて申請することができます。

Q 4 以前出願料に係る補助金を受けた案件について、今回登録料を支払いました。補助の対象になりますか。

なりません。一度補助金を交付した案件については、年度が変わっても補助の対象になりません。

Q 5 10年前に法人を立ち上げ、昨年千代田区に移転してきました。商標登録をしたので申請したいのですが、補助の対象となりますか。

区内で引き続き1年以上活動していることが条件です。登記簿の移転登記の日付をご確認の上、移転後1年を超えてから申請してください。

Q 6 補助金の交付を2年連続で受けることはできますか。

補助金の交付を受けようとする産業財産権がそれぞれ異なる場合で、かつ補助要件に合致していれば問題ありません。

Q 7 国際出願を行おうと考えていますが、補助の対象になりますか。

区補助金では補助の対象外です。

東京都知的財産総合センターにおいて、外国・国際出願の助成を行っておりますので、こちらのご利用もご検討ください。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>)

Q 8 消費税や源泉徴収税は補助の対象になりますか。

消費税は補助の対象になりません。源泉徴収税分は補助の対象になります。

源泉徴収税分を補助対象に含めて申請する場合は、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写し）」の提出が必須となります。

Q 9 委託契約書がないのですが、申請できますか。

包括委任状や弁理士（弁護士）とのやりとりの写し等、委託・受託の関係が分かるものをご提出いただければ申請可能です。

6 申請書類（例）

補助対象経費内訳書

出願料	14,000 円
審査請求料	
技術評価請求料	
特許料	
登録料	
弁理士や弁護士に支払う費用	345,700 円 特許庁に支払った手数料以外を記載（「図面作成費用」を除く。）
図面作成費用	25,000 円 弁護士の請求内訳に「図面」と記載されている場合は、ここに記載
電子化料金	
支出合計額	384,700 円

収 入	
区以外からの助成金等	
そ の 他	

御請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

千代田株式会社

代表取締役 九段 南 様



千代田国際特許事務所
弁理士 神田 花子

件名 新規特許出願手続 (1234-567890)

ご請求金額	383,922 円
-------	-----------

【内訳】

課税対象額	単 価	数 量	金 額
特許出願基本手数料	180,000	1	180,000
要約書作成料	5,700	1	5,700
電子出願料	8,000	1	8,000
印書代	8,000	19	152,000
図面代	5,000	5	25,000
計			370,700
消費税 (10%)			37,070
合計			407,770
源泉徴収税額 (10.21%)			-37,848

非課税対象額	単 価	数 量	金 額
特許出願料 (印紙代)	14,000	1	14,000
合計			14,000

非課税科目 (印紙代、立替金等と記載されている場合もあります。) は、次の費目に計上します。

- 出願料 (4権共通)
- 審査請求料 (特許権)
- 技術評価請求料 (実用新案権)
- 特許料 (特許権)
- 登録料 (特許権を除く3権)

従業員数確認書類 ((1)~(4)のいずれかをご用意ください。)

(1) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

字体 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9
数字(記入に当たっての注意事項)をよく読んでから記入して下さい。
〇C R 等への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

事業主控

下記のとおり申告します。

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番号 ※入力確定コード

年 月 日

※各種区分

この欄で従業員数を確認します。

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク)の所で折り曲げて下さい。

都道府県(数字)	市区町村(数字)	労働基準監督署(数字)	支店番号(数字)	後番号(数字)
1	2	3	4	5
労働保険番号	6	7	8	9
10	11	12	13	14
15	16	17	18	19
20	21	22	23	24
25	26	27	28	29
30	31	32	33	34
35	36	37	38	39
40	41	42	43	44
45	46	47	48	49
50	51	52	53	54
55	56	57	58	59
60	61	62	63	64
65	66	67	68	69
70	71	72	73	74
75	76	77	78	79
80	81	82	83	84
85	86	87	88	89
90	91	92	93	94
95	96	97	98	99
100	101	102	103	104
105	106	107	108	109
110	111	112	113	114
115	116	117	118	119
120	121	122	123	124
125	126	127	128	129
130	131	132	133	134
135	136	137	138	139
140	141	142	143	144
145	146	147	148	149
150	151	152	153	154
155	156	157	158	159
160	161	162	163	164
165	166	167	168	169
170	171	172	173	174
175	176	177	178	179
180	181	182	183	184
185	186	187	188	189
190	191	192	193	194
195	196	197	198	199
200	201	202	203	204
205	206	207	208	209
210	211	212	213	214
215	216	217	218	219
220	221	222	223	224
225	226	227	228	229
230	231	232	233	234
235	236	237	238	239
240	241	242	243	244
245	246	247	248	249
250	251	252	253	254
255	256	257	258	259
260	261	262	263	264
265	266	267	268	269
270	271	272	273	274
275	276	277	278	279
280	281	282	283	284
285	286	287	288	289
290	291	292	293	294
295	296	297	298	299
300	301	302	303	304
305	306	307	308	309
310	311	312	313	314
315	316	317	318	319
320	321	322	323	324
325	326	327	328	329
330	331	332	333	334
335	336	337	338	339
340	341	342	343	344
345	346	347	348	349
350	351	352	353	354
355	356	357	358	359
360	361	362	363	364
365	366	367	368	369
370	371	372	373	374
375	376	377	378	379
380	381	382	383	384
385	386	387	388	389
390	391	392	393	394
395	396	397	398	399
400	401	402	403	404
405	406	407	408	409
410	411	412	413	414
415	416	417	418	419
420	421	422	423	424
425	426	427	428	429
430	431	432	433	434
435	436	437	438	439
440	441	442	443	444
445	446	447	448	449
450	451	452	453	454
455	456	457	458	459
460	461	462	463	464
465	466	467	468	469
470	471	472	473	474
475	476	477	478	479
480	481	482	483	484
485	486	487	488	489
490	491	492	493	494
495	496	497	498	499
500	501	502	503	504
505	506	507	508	509
510	511	512	513	514
515	516	517	518	519
520	521	522	523	524
525	526	527	528	529
530	531	532	533	534
535	536	537	538	539
540	541	542	543	544
545	546	547	548	549
550	551	552	553	554
555	556	557	558	559
560	561	562	563	564
565	566	567	568	569
570	571	572	573	574
575	576	577	578	579
580	581	582	583	584
585	586	587	588	589
590	591	592	593	594
595	596	597	598	599
600	601	602	603	604
605	606	607	608	609
610	611	612	613	614
615	616	617	618	619
620	621	622	623	624
625	626	627	628	629
630	631	632	633	634
635	636	637	638	639
640	641	642	643	644
645	646	647	648	649
650	651	652	653	654
655	656	657	658	659
660	661	662	663	664
665	666	667	668	669
670	671	672	673	674
675	676	677	678	679
680	681	682	683	684
685	686	687	688	689
690	691	692	693	694
695	696	697	698	699
700	701	702	703	704
705	706	707	708	709
710	711	712	713	714
715	716	717	718	719
720	721	722	723	724
725	726	727	728	729
730	731	732	733	734
735	736	737	738	739
740	741	742	743	744
745	746	747	748	749
750	751	752	753	754
755	756	757	758	759
760	761	762	763	764
765	766	767	768	769
770	771	772	773	774
775	776	777	778	779
780	781	782	783	784
785	786	787	788	789
790	791	792	793	794
795	796	797	798	799
800	801	802	803	804
805	806	807	808	809
810	811	812	813	814
815	816	817	818	819
820	821	822	823	824
825	826	827	828	829
830	831	832	833	834
835	836	837	838	839
840	841	842	843	844
845	846	847	848	849
850	851	852	853	854
855	856	857	858	859
860	861	862	863	864
865	866	867	868	869
870	871	872	873	874
875	876	877	878	879
880	881	882	883	884
885	886	887	888	889
890	891	892	893	894
895	896	897	898	899
900	901	902	903	904
905	906	907	908	909
910	911	912	913	914
915	916	917	918	919
920	921	922	923	924
925	926	927	928	929
930	931	932	933	934
935	936	937	938	939
940	941	942	943	944
945	946	947	948	949
950	951	952	953	954
955	956	957	958	959
960	961	962	963	964
965	966	967	968	969
970	971	972	973	974
975	976	977	978	979
980	981	982	983	984
985	986	987	988	989
990	991	992	993	994
995	996	997	998	999
1000	1001	1002	1003	1004
1005	1006	1007	1008	1009
1010	1011	1012	1013	1014
1015	1016	1017	1018	1019
1020	1021	1022	1023	1024
1025	1026	1027	1028	1029
1030	1031	1032	1033	1034
1035	1036	1037	1038	1039
1040	1041	1042	1043	1044
1045	1046	1047	1048	1049
1050	1051	1052	1053	1054
1055	1056	1057	1058	1059
1060	1061	1062	1063	1064
1065	1066	1067	1068	1069
1070	1071	1072	1073	1074
1075	1076	1077	1078	1079
1080	1081	1082	1083	1084
1085	1086	1087	1088	1089
1090	1091	1092	1093	1094
1095	1096	1097	1098	1099
1100	1101	1102	1103	1104
1105	1106	1107	1108	1109
1110	1111	1112	1113	1114

(2) 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書

平成 年 月 日 申請

健康保険 適用事業所関係事項確認(申請)書
 厚生年金保険

申請者記入欄	1. 申請者	
	事業所整理記号	事業所番号
	事業所名称	
	事業所所在地	
	事業主氏名	印
	電話番号	
	2. 申請事由	
	3. 確認申請事項 (該当事項を○で囲んでください。)	
	ア・新規適用年月日 () イ・被保険者数 ウ・その他 ()	

社会保険労務士記載欄
印

年金事務所確認欄	平成 年 月 日
	上記適用事業所の確認申請事項について、下記のとおり相違ないことを確認しました。
	年金事務所長 印
	この欄で従業員数を確認します。
	ア・新規適用年月日： 昭和 年 月 / 平成 年 月
	イ・被保険者数： 人
	ウ・その他：

※ 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は要しません。
 ※ 組合管掌事業所の場合は、表題の健康保険を抹消のうえ申請してください。

令和8年4月

編集・発行：千代田区地域振興部商工観光課

〒102-0074

千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 8階

電 話 03-5211-4185

F A X 03-3261-5908

E-mail sangyoukikaku@city.chiyoda.lg.jp